第2節　自然共生社会の推進

生物多様性が保たれ、社会経済活動を自然に調和したものとし、また、自然との触れ合いの場や機会を確保することにより、自然の恵みを将来にわたって享受できる自然共生社会の実現に向け、「生物多様性の保全」「自然の恵みの活用」「自然と共生するまちづくり」の3つのテーマのもとに施策を推進します。

3-2-1　生物多様性の保全

(1)　森・里・川・海の保全

○　現状と課題

- 本県では、森林が県土の 77%を占めていますが、昭和 30 年代以降の人工林転換により、人工林は 60%を超え、自然林は里山や小規模に分散されたものを含め約 40%です。
- 自然林など、ほとんど人の手が加わっていない自然環境は、貴重な生態系が残るなど生物多様性の点から非常に重要です。
- 人工林については、木材価格の低下による林業の低迷や森林所有者の高齢化・転出などにより、造林や間伐などの維持管理が十分に行われない場合もあり、水源涵養機能や二酸化炭素吸収機能、土砂災害防止機能など森林の持つ多面的機能の低下が懸念されています。
- 里地・里山は、農林業など人との様々な関わりの中でその環境が形成・維持され、生物の生息・生育環境として、また、食料や木材など自然資源の供給、棚田などの良好な景観、文化の伝承の点から重要な地域です。近年は、その文化を体験するエコツーリズムや、古民家を利用したカフェなど、その魅力をいかした地域の活性化に取り組む事例もありますが、人口減少や高齢化、産業構造の変化等により、里地・里山の機能が失われつつあります。
- 本県には紀伊山地に源を発する数多くの河川が流れ、里や海にミネラルを供給することで豊かな水域環境が形成されてきました。また、沿岸部には入り組んだ海岸線が多く、その延長は約 650 kmに及びます。しかし、護岸等による河川構造の改変や自然海岸の減少、漂着ごみ、沿岸部の磯焼けなどの影響で生物多様性の衰退が見られます。

取組の方向

- 自然林については、森林の公的管理推進事業※などを活用し、「新紀州御留林」として公有林化することにより、適切な保護に努めます。
- 貴重な自然林を開発する行為については、環境影響評価制度などを通じて事業の見直しを求めるなど厳格に対応します。
- 保安林制度による森林の水源涵養機能の確保等により、良質な水環境・水資源の保全に努めます。
- 人工林については、複層林や広葉樹林等の多様な森林づくりを推進し、森林の公益的機能の維持・増進を図ります。
- 人工林については、低コスト林業の推進、担い手の確保や育成、紀州材の利用促進等 により、林業・木材産業の活性化や森林資源の循環利用を促進するとともに、管理がされて

※　森林の公的管理推進事業：貴重な生態系が残る自然林を、紀の国森づくり税を財源とする紀の国森づくり基金を活用して県や市町村が買い上げる制度

いない森林においては森林経営管理制度※を活用し、適切な維持管理を促進します。

- 紀の国森づくり基金活用事業等による県民参加の森づくりや「企業の森」制度による森づくりなど、様々な主体の森林保全への参加を推進します。また、紀の国緑育推進事業等を通じて、森林に関する学習や体験を推進します。
- 里地・里山における生物多様性の劣化を防ぎ、地域の活性化を図るため、里地・里山の保全活動を推進します。
- 河川改修や海岸整備等に当たっては、生物多様性に配慮し、生物の生息・生育環境の保全に努めます。

(2) 野生生物の保護・管理

○ 現状と課題

・ 本県においては、北部では瀬戸内式気候が、南部では温暖多雨な気候が見られるなど、地域によって気候が異なり、また、特異的な地形・地質が多様な自然環境を形成する中、南方系と北方系の生物が混在し、豊かな生物相が育まれてきました。

・ しかし、近年、自然林の開発や趣味や販売等を目的とする過剰な捕獲や採取、外来生物の侵入、気候変動等が、野生生物やその生息域に影響を与えています。また、ニホンジカなどの野生鳥獣による森林や農業への被害も深刻化しています。

・ 県では、和歌山県レッドデータブックの作成や、ナンキセダカコブヤハズカミキリ及びヨドシロヘリハンミョウ生息地、オオダイガハラサンショウウオの天然記念物指定をしています。

・ 県内に侵入している外来生物を調査し、「和歌山県の外来種リスト」（平成 31 年 3 月）を作成するとともに、「和歌山県外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する条例」（平成 31 年 4 月）（以下「外来生物条例」という。）を制定しました。

取組の方向

- 希少な野生生物については、継続的な調査を行い、和歌山県レッドデータブックを随時更新し、保護のための啓発を行います。また、開発事業等に対しては、事業者に環境配慮の取組を促し、生息・生育空間の保護を図ります。
- 野生鳥獣については、生態系と調和し、人との良好な共生を図ることが必要であることから、鳥獣保護管理事業計画や特定鳥獣保護管理計画等により、適切な保護管理対策を推進します。また、高病原性鳥インフルエンザなどの野生鳥獣の感染症についても、鳥獣の保護及び感染拡大防止のため、監視を行います。
- 外来生物については、外来生物条例に基づき、対象を定め、防除を推進します。地域固有の生態系に影響を与える外来生物については、継続的な調査を行い、外来種リストの定期的見直しを行いながら、防除対策を進めます。また、「入れない・捨てない・拡げない」の外来種被害予防三原則の啓発を行い、生態系等への被害予防を図ります。
- 生物多様性の重要性や自然共生社会の考え方を社会に浸透させるために、生物多様性に関する情報を集約・提供する仕組みの構築を進めます。また、生物多様性の保全を担う人材育成に努めます。

※ 森林経営管理制度：森林経営管理法に基づき、市町村が主体となって、適切に経営や管理が行われていない森林について、森林所有者に今後の経営管理の意向を確認し、必要に応じて市町村が経営管理を行う制度

3-2-2　自然の恵みの活用

○　現状と課題

・　本県には、ラムサール条約湿地「串本沿岸海域」や「南紀熊野ジオパーク」など、貴重な自然環境や、世界遺産「紀伊山地の霊場と参詣道」や国の特別史跡「岩橋千塚古墳群」など、歴史的・文化的に価値の高いものが多数存在します。

・　自然公園については、吉野熊野国立公園や瀬戸内海国立公園、令和 2 年 5 月に指定した大塔山県立自然公園など 16 の区域（総面積 60,181ha）が指定されています。

・　森林は木材生産の場としてだけでなく、水源の涵養（かんよう）や二酸化炭素の吸収、生物多様性の確保等の公益的機能を有しており、森林を適切に管理し、公益的機能を維持・増進していくことが必要です。

・　農業については、「みなべ・田辺の梅システム」が世界農業遺産として、「下津蔵出しみかんシステム」「聖地高野山と有田川上流域を結ぶ持続的農林業システム」及び「みかん栽培の礎を築いた有田みかんシステム」が日本農業遺産として認定されているなど、本県特有の豊かな農業文化が形成されています。

・　本県では、豊かな自然環境から、木材や農作物、水産資源などの恵みを得ながら、醤（しょう）油や紀州漆器、紀州備長炭、かつお節など多様な文化を生み出し、地域の特産物や温泉を観光資源としても利用してきました。

・　最近では、環境や健康に対する関心の高まりや、サイクリング・アウトドアブーム、働き方改革の一つであるワーケーションなど、自然豊かな環境の中で時間を過ごしたいというニーズが高まっており、自然環境をいかした地域の活性化が求められます。

取組の方向

●　「南紀熊野ジオパーク」や「紀伊山地の霊場と参詣道」、近畿自然歩道など、優れた自然環境や文化を適切に保全･管理するとともに、エコツーリズムや「サイクリング王国わかやま」など、これらを活用した地域の活性化を図ります。

●　国定・県立自然公園については、工作物の設置や木竹の伐採など各種行為について規制を行い、適切な保護・管理を進めるとともに、持続可能な利用を図ります。また、人々が安全・安心に利用するための施設整備や自然公園指導員等の確保・養成等に取り組みます。

●　南紀熊野ジオパークセンターを拠点に、情報発信や調査研究、教育普及を行うなど、ジオパークの魅力を伝えるとともに、ジオパークガイドや地域の方々と協働してジオサイトへの誘客を図ります。

●　間伐等の保育施業の実施、複層林や広葉樹等の多様な森づくり、伐採跡地の早期森林復旧などを推進し、森林の有する公益的機能の維持・増進を図ります。

●　水源涵養（かんよう）機能や土砂流出防備機能など様々な機能を果たしている保安林を積極的に指定するとともに、森林荒廃などが発生した場合は適切な維持管理等により、機能の回復と維持を図ります。

●　公共用水域の水質の保全や海洋ごみ対策等の取組を通じて、水産資源の持続可能な利用の確保に努めます。

●　農業遺産をはじめとする本県の特色のある伝統的な農林水産業の持続的な発展を推進します。

- 温泉の保護と適正な利用を図り、健康増進型の観光資源としての魅力の向上に努めます。

3-2-3　自然と共生するまちづくり

○　現状と課題

・　都市部の河川や沿岸域は、水質の改善や親水性の向上などにより、再び豊かな生活空間の一部としての役割を果たしつつある一方で、近年は、スプロール現象※などにより近郊の緑や農地が徐々に失われています。

・　平成 20 年の和歌山県景観条例の施行等により、まちの景観に配慮した建物や構造物が増加しています。

取組の方向

- 都市計画法に基づく風致地区の指定や都市公園の整備などにより、緑豊かなまちづくりを推進します。
- 河川の水質浄化や河川公園の整備など、親水性のある水辺空間の創出やにぎわいのある水際空間の創出に努めます。
- 自然環境が有する多様な機能をうまく利用した土地利用やインフラ整備（グリーンインフラ）を推進し、地域の防災機能を高めながら緑と水辺のある豊かな生活空間を形成することにより、安全・安心で魅力あるまちづくりに努めます。
- 和歌山県景観条例や和歌山県景観計画等に基づき、高野山参詣道や熊野参詣道など県内の誇るべき和歌山らしい良好な景観の保全・形成を図ります。

※　スプロール現象：都市の成長に伴い、市街地の開発が郊外へと拡大し、都市の周辺に残る農地や里山が無秩序に宅地化されていくこと。